



令和7年度 川越市



住宅用脱炭素化設備等導入奨励金（前期）

申請の手引き

川越市では、地球温暖化を防止するため、御自宅に脱炭素化設備を設置された方やネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）を取得した方を対象に、奨励金を交付します。

令和7年9月30日（火）までに工事が完了する事業を対象に、原則、工事完了後申請にて受付します。（工事完了日は対象設備に係る経費の支払いを証する書類の日付又は工事完了証明書の日付のいずれか遅い日付で判断します。）

【申請前に御確認ください。】

- ・申請書類及び実績報告書類に必要な添付書類を予めよく御確認ください。
- ・既存住宅に対象設備を設置する場合は、実績報告書提出時に「工事着手前の写真」を貼付していただく必要がありますので御注意ください。
- ・同一年度に行える申請は1回のみです。（前期で申請した方は抽選の結果交付が受けられない場合でも後期受付分での申請はできません。）
- ・申請者多数の場合は、申請者全員を対象に抽選を行い、交付対象者を決定します。抽選となった場合、その結果により奨励金の交付を受けられない場合がありますので、御了承ください。

申請受付期間（前期）

令和7年9月2日（火）午前9時00分から

令和7年9月25日（木）午後5時15分（必着）

※受付期間外に申請書をお預かりすることはできません。

※**先着順ではありません。**受付期間内に申請のあった方全員を対象に抽選を行います。

交付対象設備／交付金額

交付対象設備		交付金額
A (脱炭素化設備)	(1) 太陽光発電システム（ <u>既存住宅のみ</u> 、3kW以上） （蓄電池又はV2Hを同時に設置工事するものに限る。）	交付対象設備ごとに 30,000円（定額）
	(2) 定置用リチウムイオン蓄電池（4kWh以上） （太陽光発電システムと連系するものに限る。）	
	(3) エネファーム	
	(4) V2H充放電設備 （太陽光発電システムと連系するものに限る。）	
	(5) 太陽熱利用システム	
B	(6) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）	150,000円（定額）

※交付対象設備Aについては、複数の設備を同時に交付申請することができます。

ただし、交付対象設備Aと交付対象設備Bを併せて申請することはできません。

※A(1)太陽光発電システムについては既存住宅のみ対象で**新築住宅は対象外**です。なお「新築住宅」とは住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅品質確保法）の第2条第2項に規定されているものを指し、建設工事の完了（通常、建築基準法上の完了検査終了時点）から1年以内のものとなります。

申請方法

- (1) 川越市電子申請届出サービス
(市ホームページ上のリンクからアクセスして申請できます。
電子申請へのリンクは申請受付期間のみアクセス可能)
- (2) 市役所環境政策課（本庁舎5階）へ直接持参
- (3) 市役所環境政策課宛へ郵送（簡易書留又はレターパックプラスで郵送）



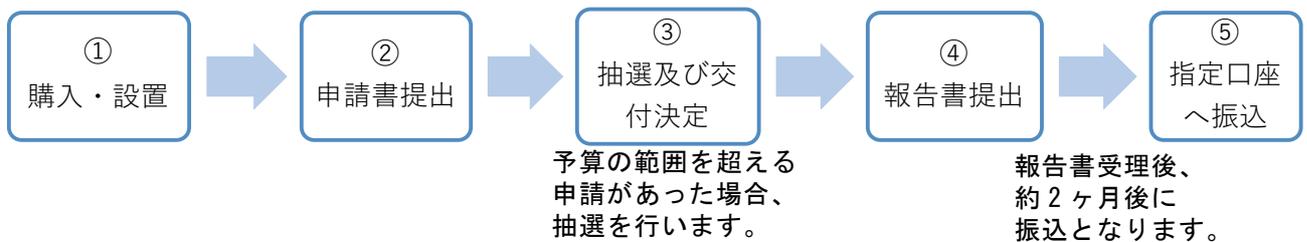
市ホームページのQRコード

交付の対象者

- (1) 次のいずれかに該当する方
 - A 脱炭素化設備
 - ・自ら居住する市内の個人住宅に交付対象設備を設置し、取得した方
 - ・自ら居住するために市内に個人住宅を建築し、交付対象設備を設置する方
 - ・交付対象設備が設置された個人住宅を購入し、引渡しを受けた方
 - B ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）
 - ・自ら居住するために建築又は改修した個人住宅が、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の基準を満たしている方
 - ・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の基準を満たしている新築住宅を購入し、引渡しを受けた方
- (2) 実績報告書提出の時点で川越市に住民登録があり、市税の滞納がない方
- (3) 過去に同一の交付対象設備に係る補助金の交付を受けていない方（世帯）
- (4) 同一の交付対象設備について、市が実施する他の補助金を受けていない方（世帯）

申請手続きの流れ

申請者（設置者）は、交付対象設備の工事が完了してから奨励金の申請をすることができます。建売の場合は、引渡しを受けてから奨励金の申請をすることができます。



1 交付要件について

◆ 共通の交付要件

- (1) 工事完了（建売の場合は引渡し）後に申請し、交付決定を受けること。
令和7年9月中に工事が完了し、交付対象設備等を取得する予定の場合は、工事完了前でも申請を受け付けます。
- (2) 令和7年4月1日（火）から令和7年9月30日（火）までの期間中に工事を完了し、令和7年11月28日（金）午後5時15分までに、実績報告書及び必要書類をすべて揃え、記載内容に誤りがない状態で提出できること。
※領収書又は支払証明書に記載された日付又は工事完了日等証明書に記載された日付のいずれか遅い日付を交付対象設備等の工事完了日と判断します。
- (3) 設置前又は入居前に使用に供されていないものであること（中古品は交付対象外）。

- (4) 交付対象設備の本体代金等を申請者本人が負担すること。
- (5) 市が実施する他の補助制度の交付を受けた設備又は受けようとする設備でないこと。

◆ **太陽光発電システム（既存住宅のみ）の交付要件**

- (1) 低圧配電線と逆潮流ありで連系するもの
- (2) 申請者（設置者）が電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結することができるもの（**全量売電は対象外**）
- (3) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が **3 kW**以上のもの
※公称最大出力に小数点第3位以下がある場合には、これを切り捨てます。
<例> 2.995 kWの場合 → 2.99 kW（交付対象外）
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電池又はV2H充放電設備を同時に設置するものに限る。

※ 注 意 ※

カーポート等に太陽光発電システム等を設置する場合、あらかじめ**建築確認申請が必要な場合があります**。手続きが適切に行われていない場合、奨励金を交付できませんので御注意ください。詳しくは建築指導課へ御確認ください。

◆ **太陽熱利用システムの交付要件**

一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの
(財団ホームページ (<http://www.cbl.or.jp/>) で御確認ください。)

◆ **エネファームの交付要件**

一般社団法人 燃料電池普及促進協会が登録する家庭用燃料電池システム
(協会ホームページ (http://fca-enefarm.org/registration_list.html) で御確認ください。)

◆ **定置用リチウムイオン蓄電池の交付要件**

- (1) 一般財団法人 環境共創イニシアチブが定める「令和6年度戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業」の補助対象機器のうち、公称容量が **4 kWh**以上のもの
(法人ホームページ (<https://zehweb.jp/registration/battery/>) で御確認ください。)
- (2) 太陽光発電システムと連系するもの

◆ **V2H充放電設備の交付要件**

- (1) 一般社団法人 次世代自動車振興センターが定める交付対象機器であること。
(協会ホームページ (<http://www.cev-pc.or.jp/>) で御確認ください。)
- (2) 電気自動車等に搭載された蓄電池と分電盤を接続することで、住宅の電力として使用できる機能を有するものであること。
- (3) 太陽光発電システムと連系するもの

◆ **ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）の交付要件**

次の(1)～(3)の全てに該当するものであること。

- (1) 以下ア又はイのいずれかに該当するもの
ア 以下（ア）～（エ）のすべてを満たすZEH
(ア) 平成28年基準等に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率（UA）が0.6以下であること
(イ) 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減されていること。
(ウ) 再生可能エネルギーを導入していること。

(エ) 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量が削減されること。

イ 以下(ア)～(ウ)のすべてを満たすZEH Oriented

(ア) 都市部狭小地(北側斜線制限の対象となる用途地域(第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域)等であって、敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く。)に建築されていること。

(イ) 平成28年基準等に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率(UA)が0.6以下であること。

(ウ) 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減されていること。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年国土交通省告示第489号)に基づく第三者認証のうちBELS(建築物省エネルギー性能表示制度)において、ZEHの認証を受け、当該認証に従って施工されたもの

(3) 土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域に立地しないもの

《注意》

○個人の住宅が対象です。法人名での申請は出来ません。

○契約書や領収書などの各種添付書類の名義は、申請者本人である必要があります。

○ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)及び脱炭素化設備の奨励金交付申請については併用することができません。

2-1 申請時の提出書類について

(1) 申請書(様式第1号又は様式第2号)

A 脱炭素化設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム、エネファーム、定置用リチウムイオン蓄電池、V2H充放電設備)を申請する方は申請書(A)様式第1号を使用してください。

B ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)を申請する方は申請書(B)様式第2号を使用してください。

※電子申請を利用する場合には、申請書の区分はありません

(2) 委任状(電子申請かつ代理人を設定した場合のみ)

※委任状の書式は任意です。ただし作成日、委任者氏名(署名または記名・押印)・住所・連絡先、代理人氏名(代理人が事業者には事業者名称及び担当部署名も必要)・住所・連絡先及び委任事項が記載されていること。雛形も用意してありますので必要に応じて御利用ください。雛形は川越市公式ホームページ又は電子申請フォームからダウンロードできます。)

※委任状は紙で作成したものを変換して電子データとして提出することもできますが、原本はすべての申請手続きが完了するまで必ず保管してください。

(3) 工事請負契約書、売買契約書、又は見積書の写し(経費の内訳※が明記されているもの)

※設置する各機器(太陽電池モジュール、パワーコンディショナー等)のメーカー名、型式(蓄電池においてはパッケージ型番及び公称容量)、設置数量及び設置に要する費用等の各金額が分かる書類とします。

(4) BELS評価書の写し(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのみ)

《注意》

- 申請書ポイントチェック表により添付書類等を御確認ください。
- 申請時に必要な書類以外は添付しないでください。実績報告書等については交付決定後の提出となります（実績報告書等は申請時にお預かりしておりません。）。
- 原則、工事完了後（建売の場合は引渡し後）に申請する必要があります。

2-2 書面で提出する場合の書類の注意点

- ◆ 書類の記載には、黒又は青のボールペンを使用してください。消せるボールペンの使用は認められません。
- ◆ 書類は楷書で丁寧に記載してください。読み取りが困難な場合には受け付けられないことがあります。
- ◆ 申請書及び実績報告書を訂正する場合は、二重取り消し線を引いて訂正してください。修正液・修正テープ等による訂正は認められません。
- ◆ 手続代理人により提出する場合は、申請書（様式第1号及び様式第2号）の代理人情報欄に記載、署名してください。
- ◆ 一度御提出いただいた書類はお返しできません。

3 抽選及び交付決定

抽選を実施した場合、当選者のほか、落選者の中から補欠対象の順番を決定し、抽選結果は、市ホームページで公表するとともに、郵送にて申請者全員に通知します。

当選した方には「交付決定通知書」、落選した方には「不交付決定通知書」を送付します。交付決定済みの方は、速やかに「実績報告書」を御提出くださいますようお願いいたします。

《注意》

抽選の結果、落選した場合でも、当選者の辞退等により、補欠番号順に繰り上げ当選とさせていただきます場合があります。繰り上げ当選が決定した場合は、令和7年12月5日（金）までに該当者へ通知します。なお、繰り上げ当選者の実績報告書提出期限については、別途御案内いたします。

また、予算残額の状況等により、繰り上げ当選ができない場合もあります。

4 実績報告について

◆ 提出期限

令和7年11月28日（金）午後5時15分

《注意》

令和7年11月28日（金）は最終期限です。交付対象設備の設置が完了した場合は、速やかに提出してください。

実績報告書は、最終期限までに必要書類をすべて揃え、記載内容に誤りがない状態とした上で提出しなければなりません。最終期限を過ぎた場合は、交付決定が取り消しとなりますので、御注意ください。

◆ 提出書類

(1) 共通

① 実績報告書（様式第5号）

※用紙は交付決定通知とともに申請者（設置者）へ送付します。

② 交付対象設備の設置に係る経費の支払いを証する書類（領収書又は支払い証明書）の写し

※ローン支払等により、領収書が出ない場合、事業者が支払い証明書を発行してください。

※但し書き等で、交付対象設備ごとの領収金額が確認できるもの

※令和7年4月1日から9月30日までの日付が記されたもの

印 紙 入	領 収 書	令和7年〇月×日
	川越 太郎 様	
	金額 ￥3,300,000 -	
	但 太陽光発電システム設置代として ￥1,500,000 -	
	エネファーム設置代として ￥1,800,000 -	
		社 印 △△△株式会社

申請書（様式第1号及び様式第2号）裏面の「設置に要する経費」と整合が取れること。

但し書き等で確認ができない場合には、領収書の内訳を添付してください。

③ 委任状

※申請時に記載した代理人情報に変更がある場合には、委任状を添付してください。変更がない場合には必要ありません。

④ 交付対象設備等の設置場所の工事前写真（カラー写真に限る。）

※既存住宅へ交付対象設備等を設置した方又は既存住宅を改修しネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の基準を満たしている方は提出が必要となります。

⑤ 工事完了日等証明書（交付決定通知とともに送付した書類に事業者が記入したもの）

⑥ 振込先口座情報の確認書類（通帳の写し等、口座情報が確認できるもの）

※以下の書類⑦、⑧については、市（環境政策課職員）において住民登録及び市から課税される税金の滞納状況を調査することについて同意しない場合のみ提出が必要です。同意する場合は、調査に関する同意書を提出することで省略できます。（同意書等の書式を含めた詳細については交付決定時に御案内いたします。）

⑦ 申請者の世帯全員の住民票の写し（コピー不可、発行から3か月以内のもの）

※マイナンバーが記載されていないものを御提出ください。

※実績報告書を提出するまでに、住民異動の手続きを行い、新住所の住民票を提出してください。

※手数料が200円かかります。

※窓口に来られる方の本人確認書類が必要です。

※代理の方が取得する際には、所定の委任状（注：奨励金申請とは別のもの）の提出、代理の方の印鑑及び公的な身分証明書の提示が必要です。

⑧ 納税証明請求書兼証明書（所定の様式による、発行から1か月以内のもの）

※他市町村から川越市に転入される場合にも、川越市の市税すべてに滞納がないことの証明を取得し提出してください。以前お住いの市町村のものは必要ありません。

※誤って、課税証明書や市県民税のみの納税証明を取得される方がいらっしゃいます。必ず市税すべてに滞納がないことの証明書を取得してください。

《市税すべての滞納がないことの証明書を取得する方法》

- 所定の様式（納税証明請求書兼証明書）を収税課（市役所本庁舎2階）、各市民センター、川越駅西口連絡所に持参し、証明を受けてください。なお、川越駅西口連絡所での受付時間は平日9時30分～17時15分までとなります。平日17時15分以降及び土曜日は発行できません。
- 納税した日から1か月以内に納税証明書を取得する際には、当該領収書の提示を要する場合がありますので、領収書を持参してください。
- 口座振替により納付している方で、納期限の日から1週間以内に交付を受ける際には、振替済みの結果を記帳した通帳（写し可）を持参してください。
- 証明手数料が200円かかります。
- 窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証又は資格確認書、マイナンバーカード、パスポート等）が必要です。
- 代理の方が取得する際には、所定の納税証明書用の委任状（注：奨励金申請とは別のもの）の提出が必要です。
- コンビニ交付サービスでは納税証明請求書兼証明書は交付できません。必ず窓口にて証明書を取得いただきますようお願いいたします。
- ※詳しくは収税課へお問い合わせください。

(2) 太陽光発電システム

① 交付対象設備の設置状態を示すカラー写真

（建物全景、モジュール、パワーコンディショナーの3種）

※設置したモジュールが撮影できない場合は、設置図面を追加して添付すること。

② 機器の性能を証する書類（出力対比表又はパンフレットの写し等のいずれか）

③ 電力会社との電力受給契約の内容を示す書類の写し（「接続契約の御案内」の写し等）

④ 定置用リチウムイオン蓄電池又はV2H充放電設備と連系していることを確認できる書類（モニター画面の写真又は電気の流れが分かる配線図面等のいずれか）

(3) 太陽熱利用システム

① 交付対象設備の設置状態を示すカラー写真（建物全景、集熱器、蓄熱槽の3種）

② 太陽熱利用システムの保証書の写し

(4) エネファーム

① 交付対象設備の設置状態を示すカラー写真（貯湯・燃料電池ユニット、銘板の2種）

② 設置場所を示す図面（住宅敷地内のどこに設置されているかがわかる図）

(5) 定置用リチウムイオン蓄電池

① 交付対象設備の設置状態を示すカラー写真（蓄電池本体、銘板の2種）

※申請書に記載するパッケージ型番が銘板写真で確認できない場合は、パッケージを構成する機器それぞれの型番が分かる写真を添付してください。

② 設置場所を示す図面（住宅敷地内又は屋内のどこに設置されているかがわかる図面）

③ 太陽光発電システムと連系していることを確認できる書類

（モニター画面の写真又は電気の流れが分かる配線図面等のいずれか）

(6) V2H充放電設備

① 交付対象設備の設置状態を示すカラー写真（V2H充放電設備本体、銘板の2種）

② 設置場所を示す図面（住宅敷地内のどこに設置されているかがわかる図）

③ V2H充放電設備の保証書の写し

- ④ 太陽光発電システムと連系していることを確認できる書類
(モニター画面の写真又は電気の流れが分かる配線図面等のいずれか)

(7) ネット・ゼロ・エネルギーハウス (ZEH)

- ① 交付対象設備の設置状態を示すカラー写真 (建物全景)
② B E L S 評価書に基づく施工証明書
③ 年間一次エネルギー消費削減量を示す計算書

※計算書は、住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム又は一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページから出力できます。

《注意》

提出する写真はすべて鮮明 (銘板の文字が識別できる程度) で設置状況を確認するのに十分な大きさを撮影されたものでなければなりません。

5 交付金額の確定

市は、実績報告書類の審査及び現地調査等により、交付すべき奨励金の額を確定し、通知します。

現地調査では、設備の設置状況を確認するため設置場所の写真を撮影する場合がありますので、予め御了承ください。また、現地調査等で不明な点があった場合、追加で書面等の提示又は提出を求めることがあります。

確定した奨励金は、申請者 (設置者) 名義の金融機関口座へ振込により交付します。なお、振込までの目安は実績報告書が不備なく提出されてから2か月程度です。(振込日のお知らせは行っていません。)

6 アンケート、発電量等の報告

奨励金の交付を受けた方を対象に設置後のアンケートへ御協力をお願いしています。

また、太陽光発電システム又はエネファームを設置された方には、設置した翌年度 (令和8年4月からの1年間) の月々の発電量等の報告をお願いしています。

後日、依頼文をお送りしますので、御協力をお願いします。

7 申請者 (設置者) の義務

申請者 (設置者) は、奨励金を受領し設置した設備について、奨励金の交付決定を受けた日の翌年度から5年間 (令和7年度に交付決定を受けた方は令和8年4月から令和13年3月まで)、適切な管理を継続しなければなりません。

やむをえない事情で処分、譲渡等を行う場合には、あらかじめ環境政策課へ御相談ください。

【本事業に関するお問い合わせ】

川越市 環境部 環境政策課 地球温暖化対策担当

〒350-8601 川越市元町1-3-1

電話 049-224-5866

FAX 049-225-9800

電子メール kankyoseisaku★city.kawagoe.lg.jp

(メール送信の際は★を@に置き換えてください。)